

★ 水道使用料に係る業務の流れについて

メーター検針	毎月 20～25 日	* 休日等の関係で日程が若干変更になることがあります。
納付書発送	翌月の 5 日	
口座振替	翌月の 26 日	
納入期限	翌月の 末日	

★ 水道使用料等の支払いについて

水道使用料等の口座引き落としは、毎月 26 日になっています。

残高不足で引き落としができない場合は、環境整備課から納付書を発行しますので、金融機関窓口で納付していただかなければなりません。納期限までに納付がないと滞納となり、督促扱いとなります。特にご注意ください。

★ 水道料金の滞納処分

たびたびの広報にもかかわらず、水道使用料金の支払いを新に滞る方もおられます。このことが水道事業の経営を圧迫しています。簡易水道事業の健全運営のため、水道料金の納期限内納入のご協力をお願いいたします。

給水停止予告	(1) 滞納が 3 ヶ月以上のとき。 (2) 徴収上の時期を失すると徴収できないとき。 または、滞納が 1 ヶ月でも 10 万円以上のとき。 (3) 納入指導に従わないとき。 (4) その他、特に町長が必要と認めたとき。
給水停止通知	給水停止予告通知書に指定した納入期限を経過してもなお、納入のない者には、給水停止を通知する。
給水停止	給水停止通知後、指定した納入期限内に納入のない者には、給水停止を行う。給水停止はメーター撤去等により行う。
給水停止の解除	(1) 滞納料金が完納したとき。 (2) 分納誓約書を提出し、誓約書どおり納入があったとき。 (3) その他、特に町長が必要と認めたとき。